

*TIIF01-01*

*ASNITE* 公表用文書

# 認定スキーム文書（ASNITE-IT）

（第1版）

2019年4月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 認定スキーム文書 (ASNITE-IT)

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）は、ISO/IEC 17011 箇条 4.6.1 がその作成及び文書化を求める認定スキームについて、以下のとおり定める。

## 1. 認定スキーム名称及び認定スキームオーナー

認定スキームの名称は、「製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）試験事業者（IT）認定プログラム（以下「ASNITE-IT 認定プログラム」という。）」

認定スキームオーナーは、IAJapan である。

## 2. このプログラムの目的

ASNITE は、IAJapan が開発し、運営する認定プログラムであり、認定スキームオーナーは、IAJapan である。国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的ニーズを踏まえた、他の認定プログラム（JCSS、JNLA）では対応できない分野が主な認定対象としている。

この中でも、ASNITE-IT 認定プログラムは、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という）が適合性評価（製品認証）スキームオーナーであり、運営する IT 製品及びシステムの「IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）」に基づくセキュリティ評価、「暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP）」に基づく暗号モジュール試験、又はシステム LSI 侵入テストを行う試験事業者を認定することを目的としている。

ASNITE-IT 認定プログラムの試験事業者は、ILAC（International Laboratory Accreditation Cooperation: 国際試験所認定協力機構）及び APAC（Asia Pacific Accreditation Cooperation: アジア太平洋認定協力機構）の相互承認取決の要求事項にも従う必要がある。

## 3. このプログラムのサブプログラム

- ① 情報技術—コモンクライテリア評価（JISEC）  
コモンクライテリア評価機関を対象とした認定プログラム
- ② 情報技術—暗号モジュール試験（JCMVP）  
暗号モジュール試験機関を対象とした認定プログラム
- ③ 情報技術—システム LSI 侵入テスト  
システム LSI 侵入テスト実施機関を対象とした認定プログラム

## 4. このプログラムの運用開始日

2004 年 5 月

## 5. このプログラムが対象とする適合性評価機関の種類

試験所

- ① コモンクライテリア評価：評価機関（試験所（testing laboratory）に相当）
- ② 暗号モジュール試験：試験機関
- ③ システム LSI 侵入テスト：試験機関

## 6. 認定要求事項

認定の対象とする適合性評価機関の認定には、以下の要求事項を適用する。

- (1) 認定要求事項を構成する国際規格（ISO/IEC 17011:2017 3.8 注記を参照）  
ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）の最新版  
ただし、移行期間が設けられている場合には、最新版の前の版が適用される場合がある。
- (2) 適合性評価（製品認証）スキームが要求する事項
  - ① コモンクライテリア評価  
適合性評価スキームの種類：製品認証  
適合性評価スキーム名称：IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

スキームオーナー：IPA

適合性評価スキーム文書名称：ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程

② 暗号モジュール試験

適合性評価スキームの種類：製品認証

適合性評価スキーム名称：暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP）

スキームオーナー：IPA

適合性評価スキーム文書名称：暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程

③ システム LSI 侵入テスト

適合性評価スキームの種類：（製品認証）

適合性評価スキーム名称：該当なし

（ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）と連携）

スキームオーナー：該当なし（IPAにおいて認証に活用）

適合性評価スキーム文書名称：該当なし

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）

ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き（TIRP22）

IAJapan 測定の特レーサビリティに関する方針（URP23）

IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）

(4) 適用する国際機関文書

ILAC P9 (ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities)

ILAC P10 (ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

その他、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）において指定する文書

(5) 適用する地域機関文書

該当なし

(6) その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項

① ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）に定める事項

② 適合性評価機関の権利及び義務（UIF02）に定める事項

③ IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）に定める事項

なお、申請時に提出を求める各種文書については、IAJapan Web サイトで公表する ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き（TIRP22）の様式集を参照。

8. このプログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項

IAJapan の権利及び義務（UIF01）に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

9. この認定スキームを審議する委員会

(1) ASNITE 試験事業者 IT 技術委員会

この委員会について定めた規定（ISO/IEC 17011:2017 5.8）：技術委員会規程（URP08）

(2) 委員会の構成

学識経験者、

直接的利害関係者（評価機関、試験機関）、

スキームオーナー（IPA）、

間接的利害関係者（適合性評価制度を利用する事業者：評価機関、試験機関に評価、試験等を依頼する事業者、JISEC 及び JCMVP 認証機関（IPA））、

規制当局（経済産業省）

10. 認定の対象とする範囲

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）で定める試験方法

認定を申請する試験事業者（以下「申請事業者」という。）は、申請時に認定の対象となる試験方法を特定しなくてはならない。

### 1 1. 認定周期

(1) 一認定周期は、4年とする。認定周期は、認定の授与の決定日から開始する。認定の再審査の結果として認定の継続を決定した場合、当該認定周期の終了日から次の認定周期を開始する。なお、13.(2)に説明する再認定審査の結果、不適合事項が確認され、同不適合事項に対する是正措置が当該認定周期の終了するときまでに完了しない場合、当該認定周期を一時的に延長することができる。ただし、その延長は、1年を超えない期間とし、不適合事項の内容によって、その間、認定の一時停止措置を取ることがある。また、一時的に認定周期を延長した場合、次の認定周期は4年から延長した期間を差し引いた期間とする。

#### (2) 審査プログラム

IAJapanは、認定の授与を決定した場合、又は、認定の継続を決定した場合、一認定周期における審査の実施内容を定めた審査プログラムを作成し、各認定事業者に提示する。この審査プログラムにおいて、認定維持審査実施予定日、再認定審査実施予定日、審査の日数（工数）及び内容、各審査で用いる審査技法を示す。なお、一認定周期の間に臨時審査を実施した場合、認定範囲の拡大や縮小、一時停止等に関する審査を実施した場合、当該審査プログラムのレビューを行い、必要に応じて、その内容を変更する。

### 1 2. 審査の種類

#### (1) 初回認定審査

「6. 認定要求事項」の全ての要求事項の適合状況を確認する審査。

#### (2) 認定維持審査

「6. 認定要求事項」の一部の要求事項の適合状況を確認する審査。

#### (3) 再認定審査

「6. 認定要求事項」の全ての要求事項の適合状況を確認する審査。

#### (4) 区分追加審査

「6. 認定要求事項」の区分追加申請に係る全ての要求事項の適合状況を確認する審査。

#### (5) 臨時審査

必要に応じて行う、「6. 認定要求事項」の全て又は一部の要求事項の適合状況を確認する審査。

### 1 3. 現地審査の時期

#### (1) 認定維持審査

①（初回認定後一回のみ）初回認定後最初の認定維持審査は、認定決定日から11か月以内又は初回認定審査を実施した初日から13か月以内のいずれか早い日から開始する。

②一認定周期内の認定維持審査は、初回認定後最初の認定維持審査又は再認定審査を実施した初日から24か月以内に開始する。なお、この審査に係る申請は、認定維持審査の実施期限の3か月前までに申請するものとする。

具体的な実施時期（期限）は、11.(2)の審査プログラムに示す。

#### (2) 再認定審査

認定維持審査（(1)①を除く。）を実施した初日から24か月以内又は認定周期が終了する3か月前のいずれか早い期日までに、再認定審査を開始する。なお、再認定審査に係る申請は、直近の認定維持審査実施日から21か月以内又は認定の有効期限の満了の日の5か月前のいずれか早い日までに申請するものとする。

この審査では、すべての認定要求事項に適合しているかどうかについて、同一の認定周期内に実施した他の認定審査結果を考慮して、評価する。この審査の結果は、評定委員会においてレビューされ、認定の決定が下される。

#### 14. 審査に用いる技法

##### (1) 現地審査前に実施する審査

書類審査

記録審査

質問／回答の要求

##### (2) 現地審査において実施する審査（本プログラムでは、遠隔審査を採用しない。）

書類審査

記録審査

質問／回答の内容の確認

立会審査（該当する場合）

関係者へのインタビュー

模擬評価・審査の実施

#### 15. 審査に関すること

##### 15.1 審査員及び技術アドバイザーの役割

審査員は、認定の一般要求事項、適合性評価スキームからの要求事項等の基準に基づく審査の全般を担当する。技術アドバイザーは、申請又は認定された範囲の適合性評価業務の技術能力について IAJapan 及び審査員に対して助言を行う。

審査員及び技術アドバイザー（以下「審査員等」という。）は、申請事業者又は認定された試験事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、助言、コンサルティングを提供しない。

##### 15.2 守秘義務

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等に対して、機密保持を含む倫理については、「IAJapan 審査員・技術アドバイザー服務要領（URP01S04）」を適用し、遵守させる。

##### 15.3 審査チームの編成

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等の職歴、利害関係を確認し、審査チームを編成する。

審査チームを編成した場合は、申請事業者又は認定事業者に対して審査員等についての利害対立による異議又は技術的な理由に基づき異議申立ての手段を確保する。

IAJapan は、申請範囲又は認定範囲の審査の種類に応じた必要な人数の審査員等により審査チームを編成する。その際、申請範囲又は認定範囲と審査員の技術専門性を考慮し、審査チームに技術アドバイザーが必要と判断した場合に、必要な人数の技術アドバイザーを加える。

IAJapan は、審査チームに編成された審査員のうち 1 名を審査チームリーダーに指名する。

##### 15.4 審査員数及び審査日数

###### (1) 初回認定審査

審査員 2 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、認定申請に係る試験方法区分数及び試験技術に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

###### (2) 認定維持審査

審査員 1 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、既認定の試験方法区分数及び試験技術に応じて必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

###### (3) 再認定審査

初回認定審査と同様とする。

###### (4) 区分追加審査

審査員 1 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、認定申請に係る試験方法区分数及び試験技術に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

###### (5) 臨時審査

初回認定審査と同様とすることを原則とするが、既認定の試験区分数、試験技術並びにその他の審査項目によって必要となる審査員数及び現地審査日数の増減があり得る。

### 15.5 審査プロセス

本プログラムにおける審査プロセスについては、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き (TIRP22)」に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 16. 手数料に関すること

審査別の手数料の算出については、「認定業務に係る手数料規程」(以下「認定手数料規程」という。)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

審査手数料は申請受理後に IAJapan からの請求書に基づき支払うものとし、手続きの詳細は ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き (TIRP22) に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 17. 認定の決定者 (審査結果のレビューの実施及び認定の決定者)

試験事業者 IT 評定委員会又は IAJapan ボード

### 18. 認定の授与の承認者

IAJapan 所長

### 19. 認定通知の方法

認定された試験事業者には、「認定証」を交付する。認定証に記載する事項は、ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き (TIRP22) に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 20. 異議申立て

認定に係る異議申立てのプロセスについては、適合性評価機関の権利及び義務 (UIF02) に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 21. 認定情報の公表

IAJapan Web サイトにおいて、以下の情報を公表する。

- ・ (初回) 認定発効日及び該当する場合は認定の有効期限
- ・ 認定識別 (例: ASNITE0000Testing)
- ・ 適合性評価機関の名称、法人の名称、適合性評価機関の場所及びそれぞれの場所で実施される適合性評価活動
- ・ 認定範囲 (【例】 試験する製品: 情報技術 (IT) 製品  
 試験の種類: 情報技術-コモンクライテリア評価-ソフトウェア  
 試験する成分、パラメータ又は特性: ISO/IEC 15408-2 に規定するセキュリティ機能要件  
 試験方法: IT セキュリティ評価基準  
 ISO/IEC 15408 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security  
 IT セキュリティ評価方法  
 ISO/IEC 18045 Information Technology - Security Techniques - Methodology for IT Security Evaluation)  
 セキュリティ保証コンポーネント  
 クラス APE、EAL1 及び ASE\_SPD
- ・ 適合性の表明、及び認定の審査基準又は規格

### 22. 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する事項

認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する事項は、IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15) に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 23. 苦情

苦情のプロセスについては、適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

### 24. 認定の一時停止、取り消し又は縮小

本プログラムにおける認定の一時停止、取り消し又は縮小について、以下に説明する。

IAJapan は、認定の一時停止、取消し又は縮小を行った場合は、IAJapan Web サイトで公表する。

#### ① 認定の一時停止

IAJapan は、認定周期中に行う審査、再認定審査等の結果、認定事業者が認定要求事項に適合しないと判断した場合、認定の合意事項に抵触する事項があった場合、認定事業者が自ら申し出た場合に、認定を一時停止することがある。いずれの場合においても、同一時停止の決定の判断については、評定委員会において行う。ただし、認定事業者が自ら申し出た内容が、評定委員会での決定を要しないと IAJapan が判断する場合は除く。

同一時停止の判断の際には、期間を定めて同判断に含める場合と、期間を定めずに判断を行う場合がある。また、一時停止解除のための条件を合わせて提示する。定めた期間までに認定事業者が必要な措置を取り、その措置内容が適切であると判断した場合等、解除のための条件がクリアされたことが確認された場合、IAJapan は評定委員会にその旨の報告を行い、一時停止解除のための判断を求める。また、定められた期間までに適切な措置が取られなかったと判断される場合、一時停止延長の手続きを取るかもしくは取り消しのための手続きに移行する。

#### ② 認定の取消し

IAJapan は、認定維持審査、再認定審査等の結果、認定事業者の適合性評価活動の実施能力について必要な能力を有していないとの審査結果及び同結果に基づき評定委員会がこれを認めた場合、これまでに授与した認定を取り消しする場合がある。それ以外に、認定事業者が自主的に認定の取消しを求める場合、また、認定要求事項に反する行為があった際には、必要に応じて評定委員会による判断を得て、認定を取り消す場合がある。加えて、認定事業者による不正行為の証拠が存在することが確認された場合、認定事業者が虚偽の情報を意図的に提供したことが確認された場合、又は認定事業者が情報を隠蔽したことが発覚した場合、認定の取消しの手続きを開始する。

#### ③ 認定の縮小（一部取消し）

IAJapan は、認定維持審査、再認定審査等の結果、認定事業者の適合性評価活動の実施能力の一部について必要な能力を有していないとの審査結果及び同結果に基づき評定委員会がこれを認めた場合、これまでに授与した認定の範囲の一部を取り消しする場合がある。それ以外に、認定事業者が自主的に認定の一部の取消しを求める場合には、必要に応じて評定委員会による判断を得て、認定を取り消す場合がある。

### 附則

1. 本文書は、2019 年 4 月 1 日から適用する。